

学会改革検討委員会の中間報告書です。一般会員の方々からのコメント・提言をお待ちしております。7月中旬までを目途に、以下のメールアドレス宛にお寄せください。

jsil-kaikaku[at]ml.doshisha.ac.jp

(スパムメール防止策をとっております。[at]を@で置き換えて下さい。)

学会改革検討委員会委員長 柳原正治

「学会改革検討委員会」中間報告書

2008年6月2日

1. 経緯

2007年10月5日の国際法学会理事会において、国際法学会の「1000人体制」を踏まえて「公平性と透明性」の観点から改革を進めるために学会改革検討委員会の設置が承認された。その任務は、①短期的には、現在までに行われてきた改革を一般会員にいかに関知させるか、また、現行規則の枠内でさらにどのような改革ができるか、②中長期的には、公益法人問題や財政問題など、将来の学会のあり方をどのように構想するか、という2点にある。

委員は、理事長の指名により、大森正仁、大矢根聡、古城佳子、小寺彰、坂元茂樹、高村ゆかり、道垣内正人、西海真樹、薬師寺公夫、柳原正治各会員の10名とされ、柳原正治が委員長とされた。なお、同じく理事長の指名により、顧問として、松井芳郎、奥脇直也各名誉理事の2名も加わることとされた。

委員会は2度にわたり会合を開催し、検討を行った。その中間的な検討結果については、2008年5月9日開催の理事会に報告され、その概要は、5月10日開催の評議員会・総会においても報告された。

ここに、中間報告書としてこれを公表する。今後の委員会の進め方としては、本中間報告書に対して会員からのコメント・提言をいただき、それらをもとにさらに検討を行ったうえで、最終報告書を作成する予定である。この過程で、必要に応じて、とくに若手会員から直接意見を聞く場を設けることも考えられる。

2. これまでの「学会のあり方」の検討の経緯

2001年以降に限ってみても、学会のあり方をどのように構想するかについての検討委員会、ワーキング・グループ(WG)が3つ設置されている。それぞれの検討結果の概要は以下の通りである。

(1) 2003年8月10日「国際法学会の今後の組織・運営のあり方に関する委員会（通称「あり方委員会」）報告書」

この委員会は、財団法人の法人格を維持すべきかの検討を中心的課題として設置された。結論としては、法人格の維持は可能であると判断し、以下の3点について早急に対応することを提案した。①評議員の選挙方法をシンプルにすることを提言する、②事務局体制について業務委託を提案する、③理事会と評議員会の関係については継続審議とする。

(2) 2004年9月11日「組織検討委員会ワーキング・グループ検討結果報告」

このWGは学会の組織のあり方について検討し、以下の3点についての提言を行った。

①評議員と理事の兼任を原則として禁止する。ただし、理事長、常務理事および監事は例外とする、②評議員選挙の郵便による実施は、財政的な問題があること、効果に疑問があることから見送りとする、③業務委託を導入する。

(3) 2007年3月10日「法人化対策ワーキング・グループ会議」

このWGは、新法人制度への移行問題について当面どのように対処するかについて検討することを目的として設置された。2008年春に新法人制度についてのガイドラインが出そろったところで、どのように対処するかについての本格的な検討を始めることが確認された。

3. 研究大会についての近年の改革の概要

研究連絡委員会は、年2回開催される研究大会の企画実施について責任を負っており、一方で、会員全体の研究意欲を刺激するようなプログラムを企画するとともに、他方で、意欲的な研究が適時に研究大会で発表できるように、心掛けてきた。この2つの要請は、相互に矛盾するものではなく、タイミングよく個別の研究成果を掘り起こすことができれば、会員全体の研究意欲を刺激することが可能になる。

報告者の選定を含めて、研究大会の運営方法についても、こうした要請の実現を目指すべく、近年においては、以下のような改革を実行してきている。

- ①分科会の設置 (2000年から実施)
- ②昼休み企画の実施 (2005年秋季大会で実施)
- ③ゲスト報告者制度 (2007年秋季大会で実施)
- ④報告者公募制度 (2009年秋季大会から試行として実施予定)

4. 雑誌編集についての近年の改革の概要

国際法外交雑誌の編集については、会員のアンケートや理事会での数次の議論を経て、以下のような改革を実行してきている。

- ①101巻 (2002年度) から年6号発刊から年4号発刊に変更した (サイズの変更、横書き)。
- ②投稿制・レフェリー制の導入 (2005年から実施) (『国際法外交雑誌』への投稿規定、『国際法外交雑誌』掲載原稿に関する審査規定および『国際法外交雑誌』執筆要領は国際法学会ホームページに掲載)。106巻 (2007年度) については、掲載された論文のうち1編、研究ノート1編、紹介4編の計6編が投稿原稿である。
- ③新コラム「書評論文」の設置 (105巻 (2006年度) から掲載)。105巻については2編、106巻については1編が掲載された。

5. 国際交流についての近年の活動の概要

2001年に発足した国際交流委員会は、外国人学者を研究大会に招聘したり、海外の学

会との交流の窓口になること等を任務としてきた（前者は、現在では、研究連絡委員会の担当になっている）。最近における国際交流委員会の主要な活動は以下のとおりである。

①2003年10月、国際法学会の秋季大会は、国際シンポジウム「多様性の中の統一性：アジアからみた21世紀の国際法」として、名古屋大学で2日間にわたり開催された。このシンポジウムの企画・実行に国際交流委員会として貢献した。

②2006年6月、ニュージーランドのウェリントンで、米国、カナダ、豪州・ニュージーランド、日本の4国学会国際会議（第1回）が開催され、各国学会から、公募に基づき選ばれた4人ずつの報告者が参加した。

③2007年8月、国際シンポジウム「慣習国際人道法東京セミナー：新たな展開と挑戦」を東京で開催した。国際赤十字国際委員会（ICRC）、外務省および国際法学会の共催、日本赤十字社の後援で開催され、国際法学会の会員ほか多数の関係者の参加を得た。

④2008年9月、4国学会国際会議（第2回）が、カナダのアルバータ大学で開催される予定であり、第1回と同様、各国学会から、公募にもとづき選ばれた4人ずつの報告者が参加する。これについては、第3回の会議を開催するかどうか、現在、検討されている。＜2008年5月末現在＞

6. 理事・評議員制度

（1）理事・評議員選任制度の検討の経緯

①1993年秋の理事会において、理事・評議員の総数の変更を決議した。しかし、文部省が寄付行為の改正を承認しなかったため、1994年春の理事会において、現行方式を踏襲するとともに、理事・評議員の4選禁止条項（4条1項但書）を含む「理事および役員を選出に関する内規」を可決し、これは評議員会および総会に報告された。

②1999年秋の理事会において、4選禁止条項の適用について、1）当時の理事の最初の任期を3年、6年、9年に分ける案、2）適用停止の案が検討され、2）の案を採用することが決定され、これは評議員会および総会に報告された。

③2001年春の理事会において、4選禁止条項について、評議員・理事の指名制度（選任評議員44名、指名評議員43名、選任理事20名、指名理事19名）を活用して、条項適用の趣旨に即した結果を得られるよう運用上努力し、それが十分でないときに改めて廃止を検討することを決定した。すなわち、選任評議員および選任理事については、投票により選任されているということから4選禁止条項を適用せず、指名評議員および指名理事についてのみ適用するという決定である。そして、指名評議員および指名理事については、年代、地域、ジェンダーなどの各要素を総合的に勘案して選任することとした。そして、以上のことは評議員会および総会に報告された。

④2002年秋の理事会において、4選禁止条項は当面適用しないことを決定し、これは評議員会および総会に報告された。

⑤2004年秋の理事会において、評議員と理事の兼任を原則として禁止する、ただし、理

事長、常務理事および監事は例外とすることを決定し、これは評議員会および総会に報告された。

(2) 理事・評議員選任についての理事会と評議員会の関係

①寄付行為は以下のように規定している。

「17条 理事および監事は、評議員会において、評議員の中から、これを互選する。

24条 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長がこれを委嘱する。

25条 評議員は、評議員会を組織する。評議員会は、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、左の事項について助言する。

1. 寄付行為の変更に関すること。
2. 歳入出予算に関すること。
3. 決算および事業執行状況の報告に関すること。
4. その他、理事会において、必要と認めた重要会務に関すること。」

②既述のとおり、理事および評議員の選出に関する内規は、1994年春の理事会において決定された。この4条1項但書では「四期連続して留任することは認めない」と規定しており、理事および評議員の4選を禁止している。しかし、1999年および2002年秋の理事会においてこの4選禁止条項は当面適用しないことが決定された。

③理事の選出は、寄付行為17条によれば、評議員会の決議事項である。その点からすると、理事の選出に関する内規、あるいは、内規の一部の適用停止を、理事会単独で決定することができるかという問題があり得る。これについては、評議員会はそもそも助言をする機関である（寄付行為25条）ので、内規の作成などの権限は一元的に理事会にあるのであり、さらにまた、理事会の決定の後、評議員会で報告しているため、それにより了承されていると解することができる。理事会が決定した内規により実際に理事を選任する権限は、いうまでもなく評議員会にある。

7. 学会の財政状態

(1) 財務状況について

①国際法学会の財務状況は、平成18年度、19年度とも緊縮的な支出の結果、黒字決算となり、平成19年度決算では、1900万円の繰越金を計上した。②学会の収入は、学会員からの会費収入と『国際法外交雑誌』の販売収入からなるが、学会費の納入率が平成18年度までは約80%であり、他学会に比べても低かったため、平成19年度は納入率を上げるよう学協会サポートセンターとともに取り組み、結果として納入率を約88%までに上げることができた。③『国際法外交雑誌』の販売収入は、外務省の買い上げ（110万円）と有斐閣の販売（230万円）に依っている。外務省の買い上げ冊数は減少傾向にあり、この収入分について恒常的な収入と考えることはできない。また、有斐閣の販売額は頭打ちであり、収入の拡大は見込めない。④収入では、平成18年度、平成19年度とも、科学研究費の刊行助成（200万円および210万円）を獲得することができたこと

が大きい。

(2) 課題

①収入では、科学研究費の刊行助成、外務省の買い上げ、有斐閣の販売に依存している部分が多く、どれも今後安定的に得られる収入ではない。つまり、確実な収入源としては会費しかない。実際、納入率が向上したにもかかわらず、学会収入は減額している。会費以外の収入がなくなった場合、現在の緊縮的な支出であっても赤字になることが危惧される。このため、今後の学会運営、事業計画の円滑な実施に備えるため、緊縮的な財政を続けてきている。②文部科学省の法人実地検査では、内部留保率が約 130%あるので適正值 (30%) まで下げることが要請された。法人化に備えんとすると内部留保を下げる努力をすることが望ましいが、他方、収入源の不安定さから、ある程度の留保を備えておくことも今後の学会の発展のためには必要である。③以上を考慮して、現在、内部留保をどのように下げていくのがよいのか、その方策を検討中である。

8. 公益法人問題

公益法人問題については、2008年5月9日の理事会において、法人問題検討委員会を正式に設置することが承認されたので、この問題の審議は当該委員会において行われることになった。

9. 今後の課題

①これまで行われてきた、もろもろの改革をいかに会員に周知し、活用してもらうか。
②「公益法人問題」として、近々学会の組織体制を根本的に変更することが不可避の状況のなかで、学会組織の根本的な変更前に、現行の規則の枠内でなお新しい改革案はありうるか。